

COI 自己申告の基準について

以下の各号に開示すべき事項および自己申告が必要な基準を次のように定める。なお、申告者の配偶者および一親等以内の親族については、申告の必要はない。

1. 経済的な利益相反

- 1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職、社員などについて、就任している場合。
- 2) 産学連携活動の相手先の株式の保有については、1つの企業について公開株式の5%以上あるいは未公開株式1株以上、新株予約権1個以上を所有する場合。
- 3) 企業・法人組織や団体からの1つの特許権の使用料が年間100万円以上の場合。
- 4) 企業・法人組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの合計が年間100万円以上の場合。
- 5) 企業・法人組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が100万円以上の場合。
- 6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から医学系研究（受託研究、共同研究）に対して申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた額が200万円以上の場合。
- 7) 企業・組織や団体が提供する奨学寄附金（奨励寄附金）については、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた額が年間200万円以上の場合。
- 8) 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。
- 9) 企業・法人組織や団体から依頼された専門的証言または助言に対して支払われた日当（謝金等）について、1つの企業・団体からの合計が年間100万円以上の場合。
- 10) その他、企業・法人組織や団体と個人的利害関係が生じるような状態（機器等や役務の提供）がある場合。

2. 1.に含まれない利益相反

責務相反に関して、個人的利害関係が生じるような状態にある場合があれば、具体的に申告する。